

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

北陸電設（株） 金沢市米泉町7-76

2 指名停止期間

平成27年1月30日から平成27年2月28日まで（1箇月）

3 指名停止理由

平成26年5月29日に、県警察本部発注の「交通信号機等保守管理業務」において、交通信号機の灯火電球交換のため停止中の高所作業車にトラックが追突し、バケットから下請業者の作業員が道路に転落、頭部骨折等により意識不明の重体となり、その後死亡した。

平成27年1月21日に、金沢労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し必要な措置を行っていなかったとして、北陸電設（株）に対し、是正勧告書を出した。

現場の安全管理措置の不適切により工事関係者に事故が生じたことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1（石川県内において生じた事故等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712